

## 緊急除草業務仕様書

第1条 本作業場所は和歌山市南部（和歌山市が所管する管理河川・水路等）とする。ただし、市監督員の指示がある場合はその限りでない。

第2条 本作業内容は河川・水路等の除草作業とする。

第3条 作業の維持管理は、土木工事共通仕様書[土木請負工事必携 和歌山県 最新版]を適用すること。

第4条 除草作業時には次の事項に留意し厳守して当たらなければならないものとする。

- (1) 着手前に市監督員と立会のうえ、いずれの作業条件に該当するか協議すること。併せて交通誘導員の配置人員等も確認しておくこと。  
なお、作業条件の区分については別紙標準作業図を参照とする。
- (2) 刈込み高は5cm未満とする。ただし、河川内で5cm未満の刈込が困難な場合は、10cm未満とする。なお、除草材は使用しないこと。
- (3) 作業中は刈草、ごみ等の飛散防止対策を行い、作業後の刈草については速やかに搬出すること。
- (4) 飛石等により歩行者や通行車両に危険のないよう安全対策を行うこと。
- (5) 機械除草を行う際には必ず肩掛式の草刈機を使用すること。
- (6) 除草により発生した刈草については青岸エネルギーセンターへ搬入・処分すること。  
ただし、青岸エネルギーセンターが定期点検等の理由により搬入でいない場合は、青岸クリーンセンターと打合せを行い、ダンプ車両（4t車以下）で搬入すること。
- (7) 刈草の運搬距離は5kmとしている。運搬距離の増減があっても金額の変更はしないものとする。
- (8) 作業にあたっては、事前通知・広報に必要な書類はもとより交通障害・騒音等の発生には責任をもって対処すること。
- (9) 河川内に入り作業を行う場合は、流水等に十分に注意すること。
- (10) 車両の通行止め等が必要な現場については、あらかじめ道路使用許可を取ったうえで作業にあたること。また、作業の予告看板は必要に応じて設置すること。

第5条 作業が完了したときは現場の掃除等の後始末を完全にして、速やかに市監督員に報告すること。

第6条 着手前に下記書類を市監督員に提出すること。

- ・見積書、位置図、展開図、数量計算書

第7条 竣工書類は1箇月ごとに提出するものとし、翌月の上旬に市監督員に提出すること。  
提出書類は下記のとおりとする。なお、年度末については、3月末までに提出する  
ものとする。

- 着手前及び竣工写真、出来形図面、数量計算書、処分伝票の写し、警備員伝票、  
請求書、請求内訳書、作業内容内訳書

第8条 市監督員が地元説明等で受注者に対して同行を求めた場合は、それに応じるものと  
する。

#### 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求  
めることができる。質問事項は文書で河川港湾課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜  
日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場  
合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホー  
ムページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 緊急除草業務（南部）

## 見 積 書

(消費税及び地方消費税を含む)

	名 称		規格・使用機械	単 位	予定数量	見 積 単 価	見 積 金 額
1	除草工	条件 1	肩掛式 河床 草丈2m未満	m <sup>2</sup>	176	円	円
2		条件 2	肩掛式 河床 草丈2m以上	m <sup>2</sup>	352	円	円
3		条件 3	人力 法面 法長2m未満	m <sup>2</sup>	98	円	円
4		条件 4	人力 法面 法長2m以上	m <sup>2</sup>	144	円	円
5		条件 5	肩掛式 天端 草丈2m未満	m <sup>2</sup>	153	円	円
6		条件 6	肩掛式 天端 草丈2m以上	m <sup>2</sup>	35	円	円
7		条件 7	人力 フェンス	m <sup>2</sup>	9	円	円
8		条件 8	肩掛式 目地等	m	125	円	円
9		条件 9	チェーンソー (35cm)	本	12	円	円
10	交通誘導員			人	7	円	円
	合 計						円

※予定数量は実際の作業量とは異なることがある。

令和 年 月 日

住 所

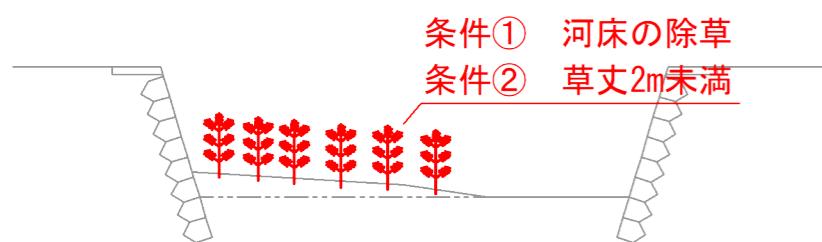
称号又は名称

代表者氏名

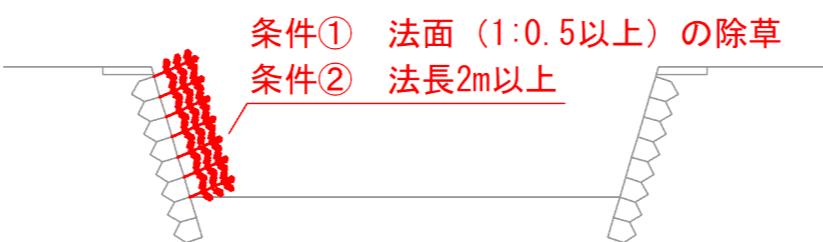
代理人氏名

# 作業図一覧

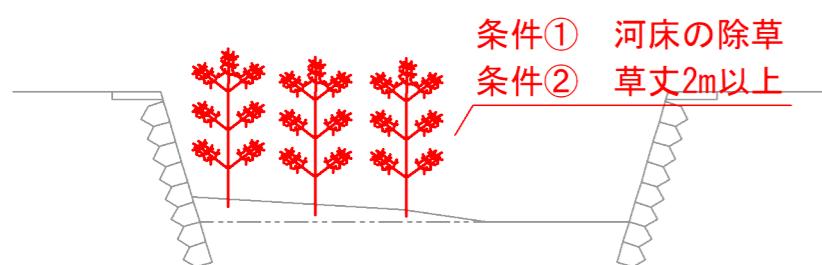
## 除草作業① 肩掛け式



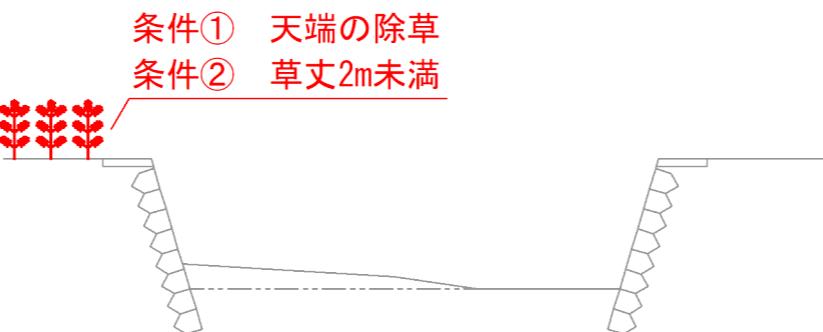
## 除草作業④ 人力



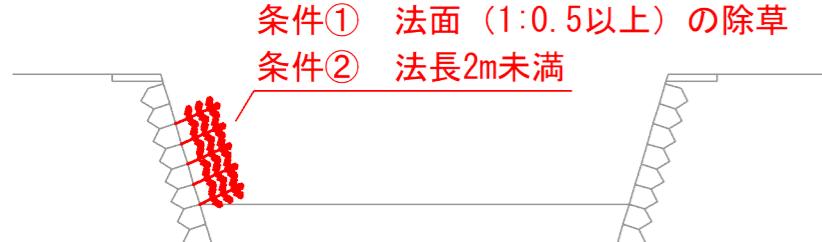
## 除草作業② 肩掛け式



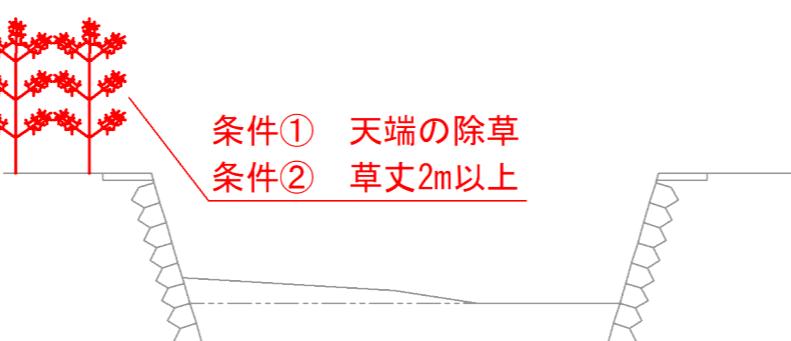
## 除草作業⑤ 肩掛け式



## 除草作業③ 人力



## 除草作業⑥ 肩掛け式

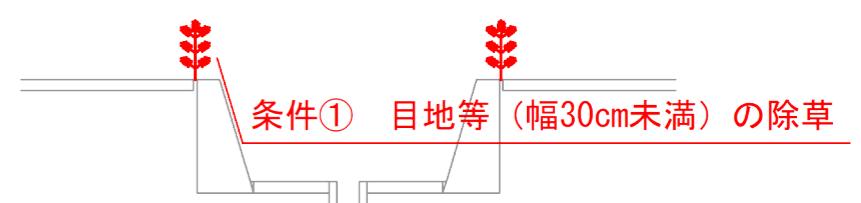


## 除草作業⑦ 人力

条件① フェンスに巻きついた蒿等の除草

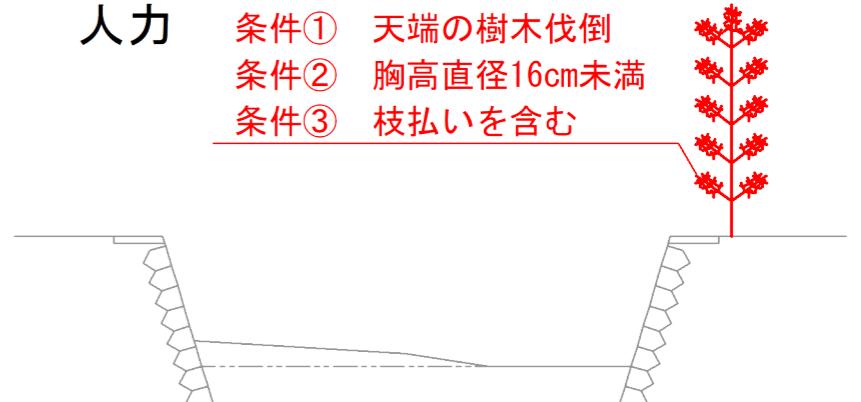


## 除草作業⑧ 肩掛け式



## 除草作業⑨ 人力

条件① 天端の樹木伐倒  
条件② 胸高直径16cm未満  
条件③ 枝払いを含む



※本見積依頼では、除草から集草、積込までを対象とし、運搬及び処分は対象外とする。  
※写真は各作業における過年度に実施した除草箇所である

## 別紙位置図 (南部)

平康十七年三月白居易

## 和歌山市河川図

# 別紙位置図 (南部)

河川表		
1級河川 (大臣管理)		番号
番号	河川名	14
	紀の川	15
	1級河川 (知事委任区間)	16
番号	河川名	17
①	土入川	18
②	新堀川	19
③	打手川	20
④	七ヶ瀬川	21
⑤	鳴瀬川	
⑥	千手川	
⑦	高瀬川	①
⑧	二王谷川	②
⑨	七瀬川	③
⑩	和歌川(大門川含む)	④
⑪	市堀川	⑤
⑫	真田堀川	

準用河		
番号	河川名	区域
①	七条川	福井市小野路2番地先から市堀川
②	前代川	西山東一室田町石見路2番地先から福井道
③	永山川	東山東平尾5番地先から平尾7番地
合計		

普通河		
番号	河川名	区域
①	清水川	加太郡菅原河川から大川地区
②	阿賀川	加太郡菅原河川から山岸地区
③	大谷川	加太郡菅原河川から太穂地区
④	日野川	西条郡佐野川から大穂地区
⑤	川尻川	西条郡佐野川から太穂地区
⑥	大年川	西条郡菅原河川から山岸地区
⑦	春日川	新庄郡から南郷町
⑧	打手川	新庄郡から南郷町
⑨	北鳥野川	東条郡から山岸地区
⑩	鳴瀬川	山口町から鳴瀬地区
⑪	雄山川	東条郡から鳴瀬地区
⑫	大門川	宮崎大門橋から大門地区
⑬	矢田川	和歌山県菅原川から新庄町
⑭	大瀬川	菅原川から山岸地区
⑮	市町川	和歌山県不老町から和歌山地区
⑯	出社川	市賀賀郡から市本和田地区
⑰	中鳥川	中鳥郡鶴見町から市本地区
⑱	桃の瀬川	市賀賀郡河川から鶴見地区
⑲	紀三井寺川	市賀賀郡河川から三井寺地区
⑳	前の川	市賀賀郡河川から山岸地区
㉑	名草川	市賀賀郡河川から山岸地区
㉒	鏡川	市賀賀郡河川から山岸地区
㉓	米田川	市賀賀郡河川から山岸地区
㉔	井戸堀川	市賀賀郡河川から仁井野地区
㉕	平尾川	東山東平尾5番地先から平尾地区
㉖	永山川	西条郡永山川から仁井野地区
㉗	和田川	東山東和田川から大河内地区
㉘	早子川	金谷地区
合計		

和歌山市河川図

河川名

有本川
篠地川
水野川
津屋川
和田川
中津川
杭の瀬川
紀三井寺川
住吉川

2級河川  
(知事管理)

清水川
河原川
堤川
龜の川
大坪川

川

延長	権門管理者
240m	平成18年4月13日付1級河川に編入
1,215	和歌山県
630	
2,085	

川

延長	権門管理者
200	
1,250	
780	
1,720m	
600	和歌山県
530	
338	
340	
705	国土交通省
1,880	
1,967	
1,045	市河川課
1,527	
240	和歌山県
634	
135	市下水道管理課
810	市耕地課
605	和歌山県
516	
740	和歌山県
740	市河川課
230	市耕地課
380	和歌山県
2,917	和歌山県
1,100	
2,683	
2,657	
1,283	
868	
29,108	

本図は、平成9年8月作成! : 2,500和歌山市全図を! : 10,000に縮小基準トレスし、! : 25,000に縮小基準したものであ

株式会社バスコ調製

(案)  
業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「発注者」という。）と (以下「受注者」という。) は、緊急除草業務（南部）について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(委託業務)

第1条 発注者は次の業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

(1) 除草業務

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(委託業務の履行方法)

第3条 受注者は、設計図書（別冊の仕様書）に従って委託業務を履行しなければならない。

(委託金)

第4条 委託金の契約単価は、下記の通りとする。ただし、1箇月合計金額に円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

除草工	条件 1	1 m <sup>2</sup> 当たり	円 (消費税及び地方消費税分を含む。)
	条件 2	1 m <sup>2</sup> 当たり	円 (消費税及び地方消費税分を含む。)
	条件 3	1 m <sup>2</sup> 当たり	円 (消費税及び地方消費税分を含む。)
	条件 4	1 m <sup>2</sup> 当たり	円 (消費税及び地方消費税分を含む。)
	条件 5	1 m <sup>2</sup> 当たり	円 (消費税及び地方消費税分を含む。)
	条件 6	1 m <sup>2</sup> 当たり	円 (消費税及び地方消費税分を含む。)
	条件 7	1 m <sup>2</sup> 当たり	円 (消費税及び地方消費税分を含む。)
	条件 8	1 m当たり	円 (消費税及び地方消費税分を含む。)
	条件 9	1 本当たり	円 (消費税及び地方消費税分を含む。)
交通誘導員		1 人当たり	円 (消費税及び地方消費税分を含む。)

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は業務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは受注者に対して報告を求め、又は受注者に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面により定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、発注者受注者協議して定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、発注者が負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者受注者協議して定める。

2 発注者は、委託業務の履行に関して発生した事故により受注者の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(受注者の履行不能)

第10条 受注者は、その責めに帰すべき理由により業務委託を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、発注者に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、発注者が定める。

2 前項の場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 受注者は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を発注者が定める方式により発注者に通知し、発注者の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 受注者は、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、発注者に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、次条及び受注者の債務不履行による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を受注者に支払わなければならない。

第14条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。  
(暴力団等排除に係る解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る発注者の解除)

第16条 受注者が次の各号のいずれかに該当したとき、発注者は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が発注者の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令

が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、受注者に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を発注者に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、発注者の債務不履行の場合、契約を解除することができる。

2 第13条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第18条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者が受注者に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは受注者に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第20条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、受注者の氏名及び住所並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 受注者は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして第20条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 和歌山市七番丁23番地  
氏名 和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

受注者 住所  
氏名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関する必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た

上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めるここと及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。